

令和8年7月10日（金）
能登半島地震復旧・復興推進部
生活再建支援課長 念介 重俊
外線：076-225-1983

被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期間の延長について

令和6年能登半島地震における基礎支援金の申請期間は、現在、令和8年7月31日または令和9年2月1日までとなっています。

このうち、申請期間が令和8年7月31日までとなっている6市町のうち、4市町について、公共工事等の影響により解体工事に着手できないなどの理由により、期間内に申請できない世帯が見込まれることから、各市町の状況を踏まえ、今般、申請期間を最大1年間延長します。

- 適用災害
令和6年能登半島地震
- 対象市町
かほく市、志賀町、穴水町、能登町（4市町）
- 現在の対象市町と延長期間

	R7.1.31	R8.2.2	R8.7.31	R9.2.1	R9.8.2
かほく市			今回延長		
志賀町			〃		
穴水町			〃		
能登町			〃		
金沢市			延長しない（申請期間終了）		
羽咋市			〃		
七尾市					
輪島市					
珠洲市					
内灘町					

→＜今回延長しない市町＞

2市町（金沢市、羽咋市）は、期間内に被災者の申請が完了する見込みのため、延長なし

→＜申請期間に変更の無い市町＞

4市町（七尾市、輪島市、珠洲市、内灘町）は、令和9年2月1日まで

＜参考資料（別紙）＞

被災者生活再建支援金について

被災者生活再建支援金について

R8.8.1 現在

【支援対象】 住家が半壊以上の被害を受けた世帯

※一部市町では、基礎支援金の上乗せや準半壊・一部損壊世帯への補助も実施しています

【支援内容】 ① 基礎支援金： 住家の被害程度に応じて支援金を支給

最大 100万円

② 加算支援金： 住家の再建方法に応じて支援金を支給

【建設・購入】 最大 200万円

【補修】 最大 100万円

【賃借】（公営住宅を除く） 最大 50万円

区 分	基礎支援金	加算支援金		合 計	(上乗せ)
全壊(損害割合50%以上) 半壊解体、敷地被害解体 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円	
		補修	100万円	200万円	
		賃借	50万円	150万円	
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円	
		補修	100万円	150万円	
		賃借	50万円	100万円	
中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円	
		補修	50万円	50万円	
		賃借	25万円	25万円	
半壊 (損害割合20%台)	—	建設・購入	100万円	100万円	
		補修	50万円	50万円	
		賃借	25万円	25万円	
準半壊 (損害割合10%台)	(市町独自)				
一部損壊 (損害割合10%未満)					

国制度：

県単制度：

市町独自制度：

※ 1人世帯は、記載額の3/4の支給となります

※ 加算支援金は、自己負担がある場合に対象となります。

※ 「大規模半壊」「中規模半壊」及び「半壊」の住家を解体した場合は、「半壊解体」として申請・受給が可能です（罹災判定を受けた住宅の一部解体は対象となりません）。なお、既に支援金を受給後に、「半壊解体」となった場合は、差額の申請・受給が可能となりますので、詳細はお住まいの市町担当課にお問い合わせください。

【申請期間】

(令和6年能登半島地震) ① 基礎支援金 令和9年2月1日(月)まで

(七尾市、輪島市、珠洲市、内灘町、穴水町、能登町)
令和9年8月2日(月)まで(かほく市、志賀町)

※上記以外の市町については、既に申請期間が終了しています。

② 加算支援金 令和9年2月1日(月)まで

(令和6年奥能登豪雨) ① 基礎支援金 令和8年10月20日(火)まで

② 加算支援金 令和9年10月20日(水)まで

【申請書類】

申請書類		全壊 世帯	解体世帯		長期 避難 世帯	大規模 半壊 世帯	中規模 半壊 世帯	半壊 世帯
			半壊 解体 世帯	敷地被害 解体 世帯				
基礎支援金 （中規模半壊、 半壊世帯の 場合は、 加算支援金）	罹災証明書	○	○	○	※	○	○	○
	長期避難世帯証明書				○			
	住民票の写し	○	○	○	○	○	○	○
	預金通帳の写し	○	○	○	○	○	○	○
	解体証明書 又は 滅失登記簿謄本		○	○	※			
	敷地被害証明書類			○	※			
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○	○※	○	○	○

※ 長期避難世帯の認定期間中は、認定地域を再建先とした加算支援金の申請はできません。長期避難世帯の認定解除後に加算支援金を申請する場合、長期避難世帯の被害区分ではなく、元の住宅の被害程度に応じて判断されます。

※ 住民票が同一の世帯であっても生計を別に行っている場合は、別に契約されている公共料金（電気、水道等）の明細書を提出することで、それぞれ別世帯として申請・受給が可能となります。

※ 被災住宅に住民票を有しないまま居住していた場合でも、生活実態を確認できる証明書類（公共料金の明細書や、自治会長または民生委員による居住証明書等）を提出することで、申請・受給が可能となります。

【お問い合わせ・申請先】 被災された住家のある市町の窓口

※郵送、代理申請も可能です

市町	窓口	電話番号	備考
金沢市	生活支援課	076-220-2292	
七尾市	七尾市総合支援窓口	0570-200-491	市独自の支援金等を支給
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8052	市独自の支援金等を支給
輪島市	被災者生活再建支援課	0768-23-4871	
珠洲市	危機管理室	0768-82-7725	
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	市独自の支援金等を支給
羽咋市	災害復興推進室	0767-22-7156	市独自の支援金等を支給
かほく市	防災環境対策課	076-283-7124	市独自の支援金等を支給
白山市	危機管理課	076-274-9536	
能美市	福祉課	0761-58-2230	
野々市市	総務課 福祉総務課	076-227-6051 076-227-6061	
川北町	総務課	076-277-1111	
津幡町	総務課	076-288-2120	町独自の支援金等を支給
内灘町	復興まちづくり推進課	076-286-6753	町独自の支援金等を支給
志賀町	危機対策課	0767-32-9321	
宝達志水町	健康福祉課 被災者支援総合窓口	0767-28-5506 0767-29-8230	町独自の支援金等を支給
中能登町	住民窓口課 危機管理課	0767-72-3132 0767-74-1137	町独自の支援金等を支給
穴水町	復興推進課	0768-52-0934	町独自の支援金等を支給
能登町	復興推進課	0768-62-8529	